

## 【第2号報告】（その1）

# 令和6年度事業計画書

### I 基本方針

昨年度を振り返ると、海外では一昨年からのロシアのウクライナ侵攻の継続に加え、パレスチナのハマスによるテロ攻撃とそれに対抗するイスラエルの軍事侵攻が行われる等、混沌とした状況が続いております。国内に目を向けると、景気は徐々に回復傾向にあるものの、海外の情勢不安の影響等によりエネルギーコストの増大、資材等の高騰のほか、人材不足等も続き、大変厳しい経営環境が続いているなか、協会会員におかれましては適正な価格転嫁等を推進し、健全な経営の維持に取り組まれていることと思います。

自然災害に目を向けると、昨年も豪雨等による自然災害が発生し、今年に入って1月には能登半島で震度7の地震が発生するなど、大きな被害が発生しました。自然災害で亡くなられた皆様に謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

砕石業は、社会インフラや建築物・構造物にとって不可欠な基礎資材である砕石を供給する重要な役割を担う産業であります。我々には、持続可能な産業として、継続的に経済の発展や国民生活の安定・向上を支える使命があります。

一方で、砕石業界の問題点としては、労働災害の防止策の徹底に取り組むもののなかなか効果が表れないという課題を抱えています。協会会員は、砕石業が安全・安心な職場として、働き甲斐のある仕事になるように努めなければなりません。

また、砕石は貴重な天然資源であるため、その余剰品や砕石副産物の有効利用に努めるとともに、自然環境に配慮した事業を実施し、岩石採取跡地の植林等の推進に努めなければなりません。

以上の状況を踏まえ、本年度は、以下の事業を実施します。

### II 事業計画

#### 1. 情報収集・提供に関する事業

##### (1) 情報収集事業

###### ① 統計

自主統計としての砕石動態調査を行い、その結果の情報発信に努める。

②学会等への参加

一般社団法人資源・素材学会、骨材資源工学会などの関係する学会、他団体の発表会への参加などにより、砕石に関連する技術、品質等に関する情報収集を行う。

(2) 情報提供事業

情報化時代の中で、公衆も意識した業界のイメージアップに資する以下の情報発信を行う。

①機関誌「砕石」を活用した情報提供をするとともに、ホームページの有効活用による情報発信の継続

②協会のホームページに希望する会員のホームページをリンクさせ、業界として一体感のある情報発信の継続

2. 砕石技術の向上、品質確保、環境保全に関する事業

(1) 技術情報等の交流事業

『砕石フォーラム2024(第49回全国砕石技術大会[東京])』の開催について

令和6年10月22日(火)に「きゅりあん(品川区立総合区民会館)」「東京都品川区)において開催し、会員相互や関係行政機関、他業界、大学等の関係者と技術情報等の交流を図る。

(2) 研修・講習事業

公害防止管理者(一般粉じん関係)の資格認定講習の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止管理者法)に基づき経済産業省及び環境省の登録を受けた講習機関として、本年度は、9月から11月にかけて、東京都千代田区、愛知県名古屋市、大阪府大阪市及び福岡県福岡市の4か所において講習を行う。

(3) 各種研修会、講習会の実施

ア 採石のための掘削作業主任者技能講習・能力向上講習

イ 採石業務管理者受験準備講習

ウ その他

(4) 普及啓発事業

会員名簿(令和5年度版)を販売する。

3. 労働災害の防止・安全対策に関する事業

(1) リスクアセスメントの定着促進

平成23年度に作成した「砕石事業所におけるリスクアセスメントの導入指針」を活用した労働災害の防止活動を推進する。

(2) ベルトコンベヤ災害及び重機災害の防止対策の推進

平成19年度に作成した「ベルトコンベヤ災害防止対策マニュアル」や平成22年度に策定した「重機災害防止対策マニュアル」を活用した労働災害の防止活動を推進する。

(3) 採石のための掘削作業主任者能力向上講習の適確な実施

平成27年度に作成した「採石業における現場責任者(採石のための掘削作業主任者および職長)能力向上テキスト」を活用した、採石のための掘削作業主任者の能力向上講習を実施する。

(4) 労働災害動向の集計・分析

労働災害防止の基礎資料とするため、令和5年度の会員における労働災害の発生状況を分析する。

また死亡災害に加え、4日以上 の休業災害についての情報を収集し、各支部への共通認識を構築する。

(5) 労働災害防止活動

① 第14次労働災害削減運動方針の周知等

令和5年度を初年度とする第14次労働災害削減運動方針(令和9年度まで)に基づき令和6年度の方針を策定し、会員に周知して労働災害の削減を図る。

② 砕石安全強調月間

6月を準備期間として、7月を「砕石安全月間」とし、労働災害の防止の重要性を喚起する。

③ 安全標語の募集・選考、配布

小学生、中学生及び従業員を対象に「安全標語」を募集し、短冊型ポスターを作製し、会員に送付する。また、総会で標語を披露するとともに、機関誌「砕石」や砕石フォーラム資料に掲載し、入賞者のうち小中学生には図書カードを、従業員には商品券を贈呈する。

#### (6) 各地区における安全講習・研修、パトロール等の実施

令和6年度研修・講習等計画 (全国計)										
		計	北海道	関東	北陸	東海	関西	中国	四国	九州
1 掘削作業主任者技能講習	回数	7	1	3		1		1		1
	参加人数	120	20	35		5		30		30
2 掘削作業主任者能力向上講習	回数	3		2				1		
	参加人数	80		40				40		
3 採石業務管理者受験準備講習	回数	14		2	1	3	1	2	1	4
	参加人数	199		40	15	28	30	20	20	46
4 採石業務管理者研修・講習	回数	11	2	2		1		1	1	4
	参加人数	347	30	45		15		35	7	215
5 労働災害防止に係る研修・講習	回数	19	3			2	4	1	1	8
	参加人数	659	105			31	160	35	8	320
6 その他の研修・講習	回数	19	2	6		2	4		2	3
	参加人数	484	60	89		35	125		25	150
7 安全パトロール	回数	60	10	12		6	12	4	3	13
	参加人数	614	57	165		24	96	13	48	211
	事業所数	390	58	113		23	40	18	12	126
8 その他	回数	12	2	5			1		1	3
	参加人数	210	110	45			20		8	27

#### (7) 中央労働災害防止協会の労働災害防止事業の活用

KYT研修会、リスクアセスメント研修会等への参加など、労働災害防止の各般の事業を活用する。

#### (8) 鉱山の災害等情報の活用

会員における保安活動の活性化及び質の向上に資するよう、経済産業省から入手する鉱山における災害等情報の詳報を迅速に会員に提供する。

#### (9) 労災保険率の低減に向けた取り組み

令和6年度から令和8年度の3年間の採石業の労災保険率は、49/1000から37/1000に引き下げられることとなったが、次回の見直しを見据えて一層の労働災害の低減を図るとともに、厚生労働省(労働基準局労災管理課労災保険財政数理室)に対しは各種提言等を行う。

#### 4. 一般事業

##### (1) 軽油引取税の免税措置への取り組み

軽油引取税の課税免除措置は砕石業にとって極めて重要な税制優遇措置である。  
令和6年度の税制改正で延長となったが、令和9年3月末に期限を迎える同制度について、その延長・恒久化を政府与党、地方自治体等に強力に要請する。

##### (2) 委員会活動

###### ①本部

以下の委員会が、それぞれの事業を総括する。

###### ア 総務委員会

会務の円滑かつ健全な運営(機関誌、ホームページ等による広報活動等を含む)

###### イ 技術・安全委員会

砕石フォーラムの運営のほか、余剰路盤材、外国人労働者、労働災害撲滅などの砕石業界の課題の解決に向けた取り組み。特に、国で新制度として創設を目指している外国人の育成就労制度(仮称)への業種指定を視野にした、現行の外国人の技能実習制度における業種指定に向けた調査研究等。

###### ウ 特命委員会

正会員は昭和48年の 1,863 社をピークとして年々減少し、支部が設置されない県もあるため、全国組織として協会活動の適正化を図るため退会した県支部の復帰を図るための活動

###### エ 会費検討委員会

会費の算定基準や会費規程の検討及び策定

###### オ 全国優良採石事業所等の表彰審査委員会

資源エネルギー庁長官表彰候補の審査及び選考並びに表彰状の交付申請

###### カ 公害防止管理者(一般粉じん関係)資格認定講習管理委員会

講習実施計画の策定、科目別担当講師の選解任、講習修了者の認定

###### ②地方本部及び支部

地域の実情・課題に合せた委員会活動を行う。

##### (3) 表彰等

次の表彰を実施する。

- ① 資源エネルギー庁長官表彰  
（一社）日本砕石協会の支部及び地方本部の推薦により優良採石事業所、優良採石功労者及び優良採石従事者を表彰
- ② 経済産業局長表彰（各地域の経済産業局長）  
（一社）日本砕石協会の支部及び地方本部等の推薦により優良採石事業所、優良採石功労者及び優良採石従事者を表彰
- ③ 会長表彰（（一社）日本砕石協会会長）  
（一社）日本砕石協会の支部及び地方本部の推薦により業界功労者、長期勤続表彰（20年、30年）、安全管理功労表彰（優良事業所、優良事業者）を表彰並びに功労者に感謝状を贈呈
- ④ 地方本部長表彰（（一社）日本砕石協会地方本部長）  
（一社）日本砕石協会の支部等の推薦により安全管理功労表彰（優良事業所、優良事業者）を表彰
- ⑤ 支部長表彰（（一社）日本砕石協会支部長）  
協会の正会員の推薦により長期勤続表彰（20年、30年）及び安全管理功労表彰（優良事業所、優良事業者）を表彰

#### （4）行政への協力・連携等

- ① 監督官庁等からの情報収集
- ② 集計作業の受託  
資源エネルギー庁から、各経済産業局で取り纏めたデータ（採石法施行規則第11条報告）の集計作業を受託する。
- ③ 採石法施行業務研修等への講師の派遣  
経済産業省資源エネルギー庁が実施する都道府県、市町村及び経済産業局の採石担当官を対象とした研修等に本協会役員を講師として派遣し、業界の現状及び課題等を教授するとともに担当官等との連携を図る。
- ④ 災害時における応急対策業務に関する協定の締結

本協会の社会貢献を促進する等のため、関係機関と協定の締結を進める。

- ⑤ 公共事業における余剰路盤材(クラッシャーラン)の活用の検討への情報提供等  
公共事業における余剰路盤材(クラッシャーラン)と再生骨材の共存を可能とするため、国土交通省(総合政策局公共事業企画調整課)における検討に対して情報の提供等を行う。